

BELS 評価料金 (案)

令和4年 月 日 改定
株式会社愛知建築センター

I 一戸建ての住宅

税込 単位:(円)

外皮の部位の面積等を用いて外皮性能を評価する方法の場合	35,200
外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法の場合	26,400
当機関において他の申請にて断熱等対策等級及び一次エネルギー消費量等級の基準が適合していることが確認できる場合	11,000
当機関において他の申請にて断熱等対策等級の基準が適合していることが確認できる場合	16,500

一戸建て住宅 加算料金

- 1 確認申請が他機関による場合は、11,000円(税込)加算します

II 共同住宅

税込 単位:(円)

住戸のみ		
住戸のみ	1住戸	35,200
	2~9住戸	52,800+5,500×戸数
	10~19住戸	61,400+4,400×戸数
	20~29住戸	90,200+3,300×戸数
	30住戸~	別途見積
住棟全体 (住戸+共用部)	1住戸	61,600
	2~9住戸	105,600+5,500×戸数
	10~19住戸	122,800+4,400×戸数
	20~29住戸	180,400+3,300×戸数
	30住戸~	別途見積

共同住宅等 加算料金

- 1 確認申請が他機関による場合は、確認審査手数料の80%を加算します

III 変更手数料

税込 単位:(円)

	外皮の熱損失防止、 一次エネルギー消費量	その他
一戸建て住宅	11,000	5,500
共同住宅	8,800+2,200×住戸	3,300+2,200×住戸

IV 非住宅建築物

税込 単位:(円)

区分		300㎡以下	300㎡を超 2,000㎡以下	2,000㎡を超 5,000㎡以下	5,000㎡を超 10,000㎡以下
モデル 建物法	ホテル、病院、集会所 等及びこれを含む複 合建築物	96,800	151,800	206,800	250,800
	上記以外の建築物	74,800	129,800	140,800	173,800
標準入力法	ホテル、病院、集会所 等及びこれを含む複 合建築物	151,800	316,800	393,800	448,800
	上記以外の建築物	118,800	206,800	228,800	283,800

非住宅建築物 加算料金

- 1 確認申請が他機関による場合は、確認審査手数料の80%を加算します。
- 2 当機関にて建築物エネルギー消費性能適合性判定申請と併願の場合は、各手数料の1/2とします。
- 3 住宅と非住宅建築物を含む複合建築物はそれぞれの手数料の合計とします。

V 非住宅建築物変更手数料

- 1 手数料表の1/2とします。

VI. 手数料減算

年間の確認申請が以下の件数が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査の業務が効率的に実施できると当該機関が判断したとき、手数料等の減額率は以下に定める値を上限とする。

内容	減額率
50 件	5%
100 件	10%
200 件	15%

VII 適合証再発行料金 1 通 5,500 円 (税込)

備考

- 1 平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合はお引き受けできません。
- 2 直前の技術的審査が他機関による変更申請はできません。
- 3 審査後に計画および算定方法の変更をする場合には、取下げ後、再申請にてお願いします。